

訪問理美容サービス事業（65歳以上）について

1 事業の概要

要介護4以上の在宅の高齢者（65歳以上）で、理容所・美容所へ出向くことが困難な利用者の居宅へ理美容師が訪問し、理美容サービスを提供します。

対象となる高齢者に対して利用券を発行し、費用の一部を補助します。

※ご自宅への訪問のみが対象です。

※デイサービス等への訪問は対象ではありません。

2 申請書

訪問理美容サービス利用申請書の様式（別紙5）は、令和5年度に現行の様式になっています。令和7年度分の申請をする場合は、必ず現行の様式を使用してください。

申請書については、2月下旬に、居宅介護支援事業所及びあんしんすこやかセンターへお送りしております。また、神戸市のホームページにも掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用下さい。

申請書の記入の仕方（別紙6）をご参照のうえ、ご案内をお願いいたします。

なお、令和6年度より申請用封筒（郵送代神戸市負担分）の発行を中止しています。

ホームページに掲載しているあて名ラベル（別紙8）をダウンロードし、お手持ちの封筒に貼り付けてお送り下さい。（切手必要）

3 サービス利用対象者の要件

訪問理美容サービス事業の対象者は、『65歳以上かつ要介護4・5の方』です。要介護3以下になった場合はご利用いただけません。

また、65歳未満の方は、身体障害者手帳1級または2級を所持していることが要件となります。65歳未満で要介護4・5の方は、対象とはなりませんので、ご注意ください。

65歳未満の方の申請書は別紙1とは異なります。必要時には、神戸市ホームページよりダウンロードしてご利用下さい。

なお、令和5年度以前は利用券を使うことができなくなった方は、市役所へ利用券を返却いただいていたましたが、令和6年度より返却は不要となりました。

ただし、利用券の第三者への譲渡・換金はできません。

4 支給決定時期（発送日目安）

申請書を高齢福祉課で受け付けた日の翌日から1か月以内に支給可否を決定し、申請者宅へ通知いたします。令和7年度の訪問理美容サービスの決定通知書の発送目安は別紙7のとおりです。

【担当・送付先】令和6年度から申込先・お問い合わせ先を、福祉局介護保険課から高齢福祉課に変更しています。